

第127回東京都自然環境保全審議会

平成25年4月22日（月）

東京都環境局

午後 3 時 3 0 分 開会

○横山計画課長 お待たせいたしました。

それでは定刻になりましたので、ただいまより、第127回東京都自然環境保全審議会を開始させていただきますと思います。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様におかれましては、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

会議に先立ちまして、新たに委員になられた方々をご紹介します。

お手元の参考資料 1 「第20期東京都自然環境保全審議会委員名簿」をご覧ください。新委員の方には、○印をつけさせていただいております。

それでは、ご紹介させていただきます。

西沢けいた委員でございます。

○西沢委員 西沢でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○横山計画課長 近藤充委員でございます。

○近藤(充)委員 東京都議会自由民主党所属の八王子選出の近藤充でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○横山計画課長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局でございますが、本日、公務によりまして、環境局長の大野がやむを得ず欠席させていただくことになりました。そのため、環境局次長の紺野が急遽出席させていただいております。

○紺野環境局次長 環境局次長の紺野でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○横山計画課長 また、事務局におきまして、4月1日付で人事異動がございましたので、委員の皆様にご紹介させていただきます。

環境局自然環境部緑環境課長の及川でございます。

○及川緑環境課長 及川です。よろしくお願いいたします。

○横山計画課長 環境局自然環境部緑施策推進担当課長の内藤でございます。

○内藤緑施策推進担当課長 内藤でございます。よろしくお願いいたします。

○横山計画課長 最後に、私は、環境局自然環境部計画課長の横山でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料について確認させていただきます。

会議次第に記載させていただきました議題ごとに確認をさせていただきます。

議題 1「明治大学スポーツパーク（仮称）整備計画について」に関する資料といたしまして、資料1-1から1-7までの7種類、議題 2「八丈町中之郷の温泉掘削について」に関する資料として、資料2-1、2-2の2種類がございます。

また、参考資料といたしまして、参考資料 1「第20期東京都自然環境保全審議会委員名簿」、参考資料 2「諮問文の写し」がございます。

その他、議題 1に関する資料といたしまして、参考資料 3「開発許可の手引き」、議題 2に関する資料といたしまして、参考資料4-1から4-3まで、温泉動力の装置の許可に係る審査基準など、温泉に関する各種資料として、A 4 判で 3 枚をお手元に配付させていただいております。

不足する資料がございましたら、事務局までお知らせください。

よろしいでしょうか。

続きまして、会議の定足数についてご報告いたします。

本日現在の審議会委員及び臨時委員の総数は34名でございます。本日の出席者数は、29名でございまして、過半数の委員のご出席をいただいておりますので、東京都自然環境保全審議会規則第 5 条第 1 項により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。

なお、規制部会の亀山委員については、明治大学の講師をされていることから、議題 1の「諮問第389号 明治大学スポーツパーク（仮称）整備計画について」は、利害関係人に当たるおそれがあるため、部会での審議も含め、審議からは外れていただいております。そのため、本日も、議題 2からご出席いただく予定となっております。

続きまして、本日の会議の進め方についてご説明いたしますので、お手元の会議次第をご覧ください。

本日の審議案件は 2 件でございまして、議題 1は規制部会、議題 2は温泉部会での審議案件となります。その順に進めさせていただきます。

いずれの案件につきましても、まず事務局から、事案の概要についてご説明させていただき、その後、各部長から、部会での審議結果についてご報告をいただきます。その後、委員の皆様にご審議をいただきたいと存じます。

なお、審議に当たり発言される場合は、机上のボタンを押しまして、マイクのスイッチを入れてから、ご発言いただくようお願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

それでは、以後の進行につきまして、福永会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

○福永会長 はい、分かりました。

審議に入ります前に、本日は、傍聴の方のご希望がございまして、審議会運営要領第6により、この会議は公開となっておりますので、傍聴を認めたいと思います。

傍聴者の方にご入場いただいでください。

(傍聴者入場)

○福永会長 それでは、これより審議に入ります。

本日、ご審議をいただきます案件の諮問文は、参考資料として、お手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

初めに、「諮問第389号 明治大学スポーツパーク（仮称）整備計画について」、事務局から事案の説明をいただきますが、議事に入る前に、本日の資料の取扱いに関する提案があるとのことですので、お聞き取りをいただきたいと思います。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○横山計画課長 それでは、資料の取扱いについてご提案がございまして、ご説明させていただきます。

本日配付させていただきました資料のうち、資料1-5の猛禽類調査の報告書には、猛禽類に関する調査結果などが掲載されております。この調査結果が公開されますと、営巣地への人の立ち入りや密猟など、猛禽類などへの影響が及ぶおそれがございます。このような情報につきましては、東京都情報公開条例第7条第6号の「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当しまして、情報公開条例の非開示情報に当たるものと考えております。このため、この資料につきましては、本審議会の終了後、事務局で回収させていただくとともに、その後も非公開としたいと考えております。

その点につきまして、ご了承いただきたく、よろしくお願いいたします。

また、傍聴者の皆様には、現況の航空写真など、事案の概要が記載されている資料を配布させていただきました。

委員の皆様にお配りしている資料には、希少動植物に関する調査結果などが含まれているため、配付資料が異なりますことをご了承いただきたく、あわせてよろしくお願い申し上げます。

○福永会長 はい、ただいま、事務局より本日の資料の取扱いについて提案がございました。

この件につきましては、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、本日の資料1-5につきましては非公開といたしまして、審議終了後、事務局で回収をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、「諮問第389号 明治大学スポーツパーク（仮称）整備計画について」、事務局から事案の説明をお願いいたします。

○及川緑環境課長 環境局自然環境部緑環境課長の及川でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料1-1「明治大学スポーツパーク（仮称）整備計画 自然環境保全計画書 概要版」A3判の資料をご覧ください。本日は、この概要版を中心にご説明をさせていただきます。

まず、1ページ、2ページをお開きください。本事業は、明治大学が新たにスポーツ科学部（仮称）を設置するとともに、駿河台・和泉・生田キャンパス、八幡山グラウンドに点在する体育会合宿所と練習施設の拠点化を進める計画でございます。事業区域は、日野市南端で、八王子市堀之内の一部を含む多摩テック跡地でございます。多摩テックは、昭和36年に本田技研工業株式会社がモータースポーツの遊園地として開園し、平成21年9月に閉園しております。

3ページ、4ページをお開きください。本事業は、明治大学と三菱商事株式会社の共同事業となっております。右側の写真1-2-1をご覧ください。事業区域の大半が、遊戯施設、道路、駐車場となっており、北側中央部と西側の一部、南側が樹林地となっております。

続きまして、5ページ、6ページをお開きください。5ページには現況の写真が掲載されております。6ページに参りまして事業計画の概要がまとめられております。事業面積は約19ヘクタール、主な整備施設は、大学校舎棟、合宿所棟、体育館、グラウンドでございます。なお、本事業区域は、都立多摩丘陵自然公園の区域内にあり、「東京における自然の保護と回復に関する条例」に示される「丘陵地における適正開発のための指導指針」、いわゆる、みどりのフィンガープランの対象地でございます。フィンガープランの詳細につきましては、お手元の参考資料3「開発許可の手引き」、水色の冊子の27ページから29ページに、その詳細が記載されております。土地利用計画の策定に当たりましては、地元日野市・八王子市と協議を重ね、さらに、自然環境保全審議会規制部会での指摘を踏まえた結果、最終的に

は、資料の右側、図1-3-1のイメージ図、それから8ページに移りまして、図1-3-2の土地利用計画のとおりとなっております。

続きまして、12ページをお開きください。12ページ以降は、自然環境調査の結果がまとめられております。まず希少種の状況ですが、植物は6種、鳥類は13種、爬虫類は4種、両生類は1種、昆虫類は5種の希少種が事業区域内で確認されました。なお、哺乳類と魚類の希少種は確認されませんでした。12ページには、植物の希少種の確認位置、14ページに参りまして、こちらは目通り周150センチメートル以上の大径木の位置図、15ページには鳥類の確認位置を記載しております。

18ページをお開きください。18ページから26ページにかけまして、主な眺望地点からの現況の景観を示すとともに、新たな建築物が視認できる位置からの景観シミュレーションを示しております。

27ページをお開きください。オオタカの営巣場所でございますが、事業計画区域内には、オオタカの営巣場所は見つかりませんでした。事業計画地外の近接地2ヵ所においてオオタカの繁殖が確認されているため、保護方策策定のための調査を実施しております。詳細は、別添の資料1-5「オオタカ調査報告書」にまとめられております。

30ページをお開きください。オオタカの利用状況ですが、事業区域の北側に高利用域が分布しており、事業区域の北西と南側に食痕や停留が確認されております。

続いて、33ページ、34ページをご覧ください。34ページの上段の図にございますように、生物の生息・生育環境に配慮した土地利用計画とするため、自然環境調査の結果から抽出される地形・地質・土壌のゾーン、水象・水生生物のゾーン、植物・動物のゾーン、景観のゾーンの4つのうち、3つ以上のゾーンが重なるエリアを、可能な限り残留緑地として保全することとしております。

35ページ、36ページをお開きください。建物の配置についてでございます。緑地の保全、旧多摩テックの既存開発エリアの活用、グラウンド計画に沿ったものにするとともに、近隣住宅地に漏れる建物の光の影響等に配慮し、敷地の中央部分に建物を集約する計画となっております。

37ページをお開きください。緑地面積の確保についてでございます。本事業計画区域は、多摩テックの跡地であり、既に改変された土地を活用することによりまして、緑地面積の減少を最小限に抑え、条例・規則で定める基準を上回る緑地面積を確保する計画となっております。37ページの左側の図3-4-2は、既に改変された土地に新たに植栽を行うエリアを示して

おりまして、既存の改変地のうち、水色の斜線部分が樹木の植栽で緑地を回復するエリアとなっております。一方、同じページの右側の図3-4-3でございますが、青色の斜線部分は既存樹林が改変地となるエリアを、黄色の斜線部分は植栽地が改変地となるエリアを示しております。このように、緑地面積の増減はありますが、既に改変された土地の利用が大半であり、建築物やグラウンドの配置、規模の縮小などによりまして、緑地面積の減少を最小限に抑えた結果、区域面積の約39パーセントの緑地が確保されておりまして、条例・規則で定める基準の35パーセントを約4パーセント上回る計画となっております。

38ページから46ページにかけまして、大学校舎棟の整備について説明しております。スポーツ科学部は、1学年300名を入学定員として、学部全体では1,200名、将来的には大学院も設置した場合に、1,500名が在籍する可能性があります。必要な建築施設を検討した結果、地下1階、地上5階の校舎棟とする計画になっております。40ページに外観イメージパースが掲載されております。

42ページをご覧ください。大学校舎棟は、北側の残留緑地と接しているために、オオタカや小型鳥類に配慮して、バードストライク対策を施す計画となっております。

47ページから54ページにかけましては、合宿所棟の整備について説明をしております。既存の合宿所は老朽化しており、さらに女子学生については、これまで合宿所が整備されておりました。そこで、男子学生650名、女子学生150名、合計800名を定員とする合宿所を整備する計画となっております。50ページに外観イメージパースが掲載されております。

続きまして、55ページから64ページにかけてでございますが、体育館棟および附属施設の整備について説明しております。各施設は、公式試合に対応した練習を行うため、各種競技の公認規格等に準じた規模となっております。

57ページに体育館の外観イメージパースが掲載されております。

58ページをご覧ください。体育館の建物ボリュームを検討するにあたり、配置図にございますように、事業区域の南側は一部八王子市域となっており、八王子市との協議において、新たな開発は認めないとのことから、日野市域のみでの開発となっております。

62ページをお開きください。グラウンドの利用スケジュールでございます。複数のグラウンドの共用利用等を検討いたしましたが、午前6時から午後9時まで、終日、各グラウンドの利用が想定されております。

65ページ、66ページをお開きください。造成計画でございますが、現況の緑地保全に配慮し、極力、既存の造成された区域の範囲内で切り盛り工事を行う計画となっており、土工量

も、「みどりのフィンガープラン」で示されている、平米当たり4立方メートル以下という基準をクリアする、平米当たり約3立方メートルの土工量となっております。

67ページから73ページにかけましては、注目される植物の保全対策についてまとめてございます。69ページに希少な植物の移植予定地を、70ページには大径木の移植予定地を、71ページには植栽樹木の移植予定地を、72ページに既存樹木および根株の移植予定地を示しております。73ページに残留緑地の保全のための林縁保護植栽について説明しております。

74ページから77ページに動物の移動経路への配慮を、78ページから81ページにかけまして、オオタカへの配慮とホタルの生息環境への配慮をまとめてあります。

82ページから96ページにかけまして、緑の回復と創出のための基本方針と整備後の緑地の管理方針をまとめております。97ページに土壌の確保について、98ページから102ページに排水計画を、103ページに施工計画を、104ページから106ページにかけましては、自然保護条例以外の許認可スケジュールをまとめております。

案件の概要説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○福永会長 はい、ありがとうございました。

この件につきましては、規制部会におきまして、ご審議をいただいております。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、本件につきましては、亀山規制部会長が、審議から外れていらっしゃいますので、亀山規制部会長から指名を受けて部会長の職務を代理していらっしゃいます、原規制部会長代理から、その結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

○原規制部会長代理 原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、早速、日野市程久保における明治大学スポーツパークの整備計画につきまして、規制部会における審議結果をご報告いたします。

お手元の資料1-1であります概要版の107ページをご覧くださいと存じます。

また、1枚置きまして、108ページに利用計画の最終案をまとめておりまして、その間に半透明で挟まっている資料の紙に、従前の計画当初の案がございます。

適宜ご参照くださいますようお願いいたします。

それでは、今、事務局から説明がありましたので、重複する部分を避けるようにいたしまして、ご報告をいたしたいと存じます。

まず、本件の審議経過でございますが、本件は平成24年6月25日に申請を受理し、部会で7月20日に現地の調査をいたしたところでございます。次に、8月6日に第2回、9月4日

に第3回、11月15日に第4回、さらに平成25年3月4日に第5回と審議を行ったところでございます。

以下、部会での主な審議内容についてご報告をいたします。

まず、「植物の保全及び緑地への配慮」でございます。

107ページの左のところに細かい字で恐縮ですが、囲みの部分に記載しております。107ページの図をご覧いただきながら、小さい字のところをご説明申し上げます。

まず、図のところでございますが、当初案では、委員から希少な植物が多く生育している北側の残留緑地への配慮が足りないのではないかという意見がございました。図の中の赤い点線で、①・②となっております部分でございますが、校舎棟の規模縮小、合宿棟のドライエリアの縮小、合宿所前の広場の廃止、それから合宿棟と体育館の間の道路の幅員の減少などによりまして、校舎棟と合宿棟を南側に移動いたしまして、残留緑地2,035平方メートルを増加させました。

さらに、残留緑地内の希少植物の日照、日陰を減らすために、校舎棟の最上階を削減するとともに、校舎、合宿棟の屋上施設や目隠しパネルも縮小をいたしまして、日照に配慮したところでございます。その結果といたしまして、希少植物でありますキンランが当初案の19個体から43個体、ササバギンランが当初の20個体から65個体、現状で保全できることとなり、さらに大径木2本について新たに現況保全をすることができることとなりました。

また、委員から建築物やグラウンドなどの配置や、適正規模について精査していただきたいとの意見が相次ぎまして、倉庫などの付属設備の統廃合、そしてラグビー場の左にあります多目的グラウンドの縮小などによりまして、植栽緑地を3,257平方メートル拡大させました。

以上の結果、申請当初と比べまして、事業区域全体で6,232平方メートルの緑地が増加し、敷地に対する緑地比率が35パーセントから39パーセントに改善されております。

「オオタカへの配慮」につきましては、107ページ左の小さい字の囲みの真ん中辺をご覧いただきたいと存じます。委員から事業区域内には、オオタカの営巣はしていないけれども、近隣に2つのペアのオオタカが営巣しており、オオタカの飛翔経路への配慮や、採餌環境の配慮が足りないのではないかという意見がありました。

これにつきまして、事業者は、オオタカの飛翔経路を保全するため、校舎棟及び合宿棟の屋上に多摩地域の自生種を中心といたしました屋上緑化を664平方メートル、緑の破線の⑤という部分ですけれども、設置することといたしております。

また、工事中に利用する人工停留施設を北側残留緑地内、これは青い点線のところの④に

当たるところですが、供用開始後に利用する停留施設を校舎の屋上に配置することといたしております。さらに、採餌環境の創出として、陸上トラック内の芝地面積を1,500平方メートル拡大し、6,839平方メートルとするとの説明がございました。

委員から、オオタカだけではなくて、さまざまな小鳥類への配慮としてバードストライク対策を検討していただきたいという意見があり、校舎棟北側について、1、2階のガラス部分を分節化し、ルーバーの設置、それから3、4階はガラスの透明部分を4分の1に縮小、ガラス面にはドットの模様を施すなどの対策を講じるとのことでございます。

これらの取組みによりまして、オオタカの生息環境、また小鳥への配慮も行われると考えておるところでございます。

「動物の移動経路への配慮」につきましては、107ページの左の下から2つ目の囲みのところでございますが、委員から野生動物の移動経路への配慮が足りないのではないかとこの意見があり、これにつきましては、北側の残留緑地から西側の残留緑地に抜ける動物専用の緑道の整備、道路横断部のアンダーパスの設置、これは紫の破線⑦のところを行うという対応を図っております。

また、土地利用計画、右下のラグビー場の西側の通路をとりやめまして、天然芝で整備することといたしております。

「緑地保全への取り組み」についてでございますが、107ページ左下の囲みをご覧ください。

委員から自然環境を積極的に利用したキャンパスに整備する計画となっているけれども、緑地保全に関する研究教育拠点としての視点は十分とは言えないのではないかとこの意見がありました。

事業者からは全学的な環境教育のフィールドとして緑地を保全・活用するとともに、近隣地域の自然環境保全の啓発活動にも利用する計画であるという説明がございました。

最後に、水の関係といたしましては、98ページから102ページに詳細を掲載しておりますけれども、委員から雨水排水の計画について、切土、盛土などの地形改変が行われるため、事業前に比べて、豪雨時の事業区域外への雨水流出量が増えるのではないかとこの意見がございました。事業者からは、地下の浸透や雨水流出抑制施設が適切に計画されており、豪雨時でも事業区域外への雨水流出は、事業前より減少するとの説明がございました。また、污水排水計画につきましても、定員2,000名で1日当たり平均1,000名の利用があるということを見込んで、年間40万人が見込まれていますが、多摩テック時代と比較しても負荷が増加するものではないという説明が事業者からございました。

以上のように、提出されました質問や意見に対しましては、適切な配慮及び対応がなされたこととして、各委員ともに了承をいたしたところでございます。

規制上の許可基準につきましては、お手元に配付されております資料1-6をご覧くださいと存じます。

以上のような審議を踏まえまして、事務局から施行規則第52条の許可基準をクリアしているとの説明があり、続いてこれまでの部会審議を踏まえて、事務局が作成した許可基準について説明がありました。許可基準については、お手元の資料1-7の許可条件（案）でございます。ご覧ください。

特記事項といたしましては、キンラン、ササバギンラン等の希少植物の移植については、事前に都と協議をいたしまして、移植後はモニタリング調査を実施し、また事業開始から事業完了後1年に至るまで、毎年移植後の状況報告を都に行うこと、また、オオタカに関しましては、事業開始から事業完了後1年に至るまでモニタリング調査を行い、事業実施中、十分な配慮をし、異常があった場合には、適切に対処することなどを特記する許可条件といたしたい旨の説明がありました。

これを受けて、部会といたしまして、許可条件について検討をいたしました。

以上のように、本件におきましては、規制上の許可基準をクリアしている上に、部会での意見を事業計画に反映させ、自然環境に十分配慮した計画となっております。

また、加えて、許可条件に希少動植物に対する配慮について、厳しい条件をつけております。

したがいまして、規制部会といたしましては、3月4日の部会で7人の委員が出席し、全会一致で許可条件を付して許可相当とするという結論に達しました。

私からの報告は以上でございますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○福永会長　ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明、そして原規制部会長代理からの部会報告を踏まえまして、審議をお願いいたしたいと思います。

発言の方は、挙手をお願いいたします。

どうぞ。

○こいそ委員　詳しいご説明をいただきましたので、理解をさせていただきましたが、1、2点、ご質問をさせていただきたいと思います。これはまさに緑豊かな多摩丘陵の中にあり、前の施設は私も存じておりますけれども、その中でも、今回、緑地比率が35パーセントから

39パーセントになったというお話もございましたので、ご努力をされていることはよく分かりますが、その中で、工事着工からモニタリングを1年間というお話ですね。さらに事業完了後から1年間調査をいたしますと。これはいわゆる残留・回復・植栽またはササバギンラン、キンラン、タマノカンアオイは、現行に植栽をされるということでもありますけれども、これらのように基幹的なものが、果たして今後やはり、まさに規制部会で非常にご検討いただいて、本会議でいわゆる最終的な結果が出るわけなのでありますけれども、その中で一定期間内での、今、申し上げましたモニタリング、工事着工からで事業完了から1年というのは、このあたりのご議論というのはどうだったのでしょうか。

○原規制部会長代理 その点につきましては、そもそもこの開発につきましては、植物の移植なども全部含めまして、その後、学生がそこをフィールドとして研究活動も行うということで、そのところについては大学の農学部が協力して間違いなくやっていくということなので、一応、この報告期限というのは、やはりある程度の期限をきちんと義務として付すわけですが、その後は学校の教育の一環で保全に努めていくと聞いております。

○こいそ委員 非常に好ましいことだとは思いますが、実際そのあたりの取り決めのものはあるのですか。取り決めという言い方もおかしいのですが、今後、保全するという学校側の姿勢が明確になっているわけでありまして、そのあたりはどうなのでしょう。

○原規制部会長代理 それは、やはり学校がやるという以上は、そのように対処していただけたらと思っております。

○こいそ委員 事務局からお願いします。

○及川緑環境課長 ただいまのご指摘は、希少植物には継続的な保全が必要であるという趣旨だと理解をさせていただいております。この件につきまして、移植後のモニタリング調査もさることながら、例えば、具体的には柵を設置することも含めまして、簡単に人が立ち入ることができないような措置を検討していただけないか、明治大学に直近で確認いたしましたところ、明治大学において、そういった物理的な人の立ち入りが簡単にはできないような対応を、今後、検討していただけるということで確認しておりますので、今後、取り組んでいただけるものと考えております。

○こいそ委員 ぜひ、そういうことで取り組んでいただきたいと思いますけれども、東京都環境局として、多摩の自然は、ご案内のとおり、いろいろな面で開発の波をかぶってきて、猛禽類を含めた希少な植生もかなりダメージを受けているわけですので、そういう意味合い

から、ゾーンゾーンでお任せしますよということではなくて、多摩の自然をどう守っていくかという観点で、多摩丘陵の今後の保全的な観点も含め、そのことをぜひどこか連携できることがあるならばお願いしたいなと。これは要望でございます。

○福永会長 ほかに。

どうぞ、金井委員。

○金井委員 金井です。

これはかなりよく練られていると思うのですが、1点確認をさせていただきたいと思います。回復緑地とか植栽緑地は、基本的に皆、林になるという形で、既存のススキ群落が移設されるような状況というのは読み取れなかったのですが、これはなくなってしまいう計画になっているという理解でいいのでしょうか。

○福永会長 事務局、どうぞ。

○及川緑環境課長 それでは、今の点を事務局からご説明させていただきます。

ススキが現況のまま保全されるという形には、もしかしたら必ずしもなっていないかもしれませんが。このあたりの植生の状況は、コナラ林を中心とした二次林になっておりますので、基本的にはそういった近隣の植生と連続性のできるような形での二次林を移植による植栽を通じて回復を図っていくというコンセプトで、そのことが生き物の生息環境にも配慮したことにつながっていくという考え方で計画が組まれていると認識しております。

○金井委員 その点が、今、こいそ委員からもあった多摩丘陵の保全全体の形の中でもちょっと異論があるところなのです。

というのは、まず、これまでの生息状況の中で見たとき、オオタカとか希少種に関しての保全は書いてあるのですが、実は、ホオジロの繁殖も可能性がありということが一つあります。

基本的に、その地域の生物多様性保全ということを考えたときには、希少種だけ残せばいいというわけではなく、基本的に繁殖の可能性のあるものに関しては、その環境を残していくという形で、生物多様性の保全を考えるべきだと思っております。

その点で、ススキ群落のところがホオジロの営巣環境として、繁殖の可能性ありという状況であると市でも捉えているところなのですが、これが一つ重要なので、ホオジロの生息を維持していくという点に関しては、ススキ草地が一つ必要なのではないかなと思っております。

これは、多摩丘陵そのものの全体が、もともと谷戸地形で、高地があり、人が使っている草

地があり、二次林があるという形のものでずっと継続されてきて、その中でいろいろな生き物が暮らしていたところなのです。それが何でもかんでも林にってしまうというのは、多摩丘陵全体の生物多様性保全という面ではちょっと問題があるのではないかなと思います。

これが水田とかをなかなか残していけないという状況がある中で、こういう大規模開発のときの緑地保全の中で、そういう環境の多様性を残していくということが必要ではないかと私は思います。

それから、ほかの鳥の観点以外にも、ススキ草地、ここの多摩テックができてからも随分長くありまして、ススキ草地の中に短い調査期間では分からない植物もシードバンクとして残っている可能性があると思うのです。

実は、その近くにいちょうの会の施設があって、一応そこをススキの株の中にナンバンギセルがあったということを私も実は自分で確認している点もあるのですが、これはススキの群落が維持されていく中で、例えば株を移植するということがあると、この調査で分かっていない植物がまた残していけるという可能性も一つあるのではないかなということもありますし、昆虫相に関しても草地環境があると、非常に多様性が高くなってきます。

その中で、環境教育の場として使っていくという中でも、森林があり、草地があり、特にススキがあるような草丈の高い草地は、今、重要ですので、これをこの中に組み合わせていくというのが、大学の計画の中でもプラスになるのではないかなと私は見て思いました。

そういった幾つかの観点の中から、ススキ群落があったその場所をそのまま残すことはできなくても、同じような規模のススキ群落を残存の樹林なりと隣接してつくっていく、この斜面緑地の中での計画を多少いじる点で、可能な部分ではないかなと計画書を見させていただいて思ったところです。

ここら辺、ちょっと検討していただけないかというのが、計画書を見させていただいた私の考えです。

○福永会長 ありがとうございます。

ただいまのススキ草地等の考え方についてはどうですか。

○及川緑環境課長 それでは、ただいまの点につきまして、事務局のほうからお答えをさせていただきます。

委員のご意見は、高木、中木、低木、地被植物に至るまで、多様な植物の環境を維持することこそが生物多様性の保全に極めて重要であるというご指摘だったと思います。

そういった点も踏まえまして、今、委員からお話のあった内容につきまして、事業者、

どこまでススキ草地について取り込んでいただけるか、どこまで検討していただけるか、この保全計画の中にどこまで盛り込めるかということを、ぜひ検討していただくよう、お伝えしてまいりたいと考えております。

○金井委員　ありがとうございます。

ぜひ検討していただければと思います。

○福永会長　ほかに。どうぞ。

○小河原委員　小河原です。

私もこれを読ませていただいて、非常によくできた計画で、さすがは明治大学だと思っているのですが、例えば31ページに、先ほど最初のご意見にもあるのですが、「自然と共生する」あるいは「生物多様性の保全と育成」というタイトル、例えば良好な環境を残留緑地として保全するとぼんと書かれているわけですが、例えば東京都内あるいはその近郊に残された里山は、実は里山放置林なのです。

昔の里山ではなくて、それがまさに40年、50年放置され今の状況がある。ある意味大径木が増加してしまうという状況下にあると思っています。中に、計画的な林床管理という話も出てくるのですが、ですからもっと上層木を今後どう管理していくのか、その中で本当の里山林としてならば、もっときめ細かな、モザイク的な伐採計画というか、そういう維持管理計画みたいなものを環境教育の授業もなさるようですから、ぜひ明治大学の専門の先生方がいっぱいいらっしゃいますので、先進的なそういった維持管理計画というものを立てていただきたいと思います。できれば、その話が一言ここに出ていると、もっとよかったのかなと思っています。

○福永会長　どうぞ。

○原規制部会長代理　それにつきましては、もともと多摩テック自体ができたときに、かなり表から木を入れたりして、大分そういう自然林の状態からは変わってきているということですが、そこら辺のところについては委員からお話がございまして、遺伝的にもその地域に近い品種の植栽などで保全していく形で里山を守っていくというお話がございました。

○福永会長　よろしいですか。

どうぞ。

○田中委員　田中です。

先ほど、排水計画についてご説明がありましたけれども、豪雨時対策の話でしたが、98ペ

ージの排水計画図を見ますと、これは全部北側の程久保川に水を出すような計画になっていると思うのですが、本来、ここは北向きの流域と南向きの流域があって、真ん中あたりに分水界があったのではないかと見えます。そのときに、こういう排水計画をして、南側の堀之内里山保全地域、そちら側への排水が全然考慮されていないのですが、その辺の議論があったのかどうかということと、もう一つは多摩テックのときの排水計画と比べて、この排水計画に違いがあるのかないのかという点を伺いたいと思います。

といいますのは、この南側の堀之内里山保全地域は結構トウキョウサンショウウオだとか、サワガニだとか、割と多くの水生生物、それから植生なども貴重なものがある報告になっておりますけれども、それへの影響というのを考慮しているのかどうかというところでご質問したいと思います。

○福永会長 お願いいたします。

○原規制部会長代理 私の説明で足りない部分は事務局から補足をしていただきたいと思いますのですが、この地域内の水につきましては、地域内に流水だとか、そういう溜め池みたいなものがこの地域内にあるわけではなくて、小川のほうに流れて、それでそれもきちんとした立派な水の溜まるようなものではなくて、そこからさらに先の地区からしばらく遠くなったところで初めて自然豊かな川が出現するということで、ここは多摩テックとして開発されたところでございます。その多摩テックで開発された部分についての水の計画を基にして、この計画が立てられていると聞いておりまして、それで雨水排水についても、かなり部会でも議論がありまして、本当にこれでこの水がほかに影響を与えることがないのかということについては、かなり意見が出て、事業者からの説明を聞いたところでありますけれども、最終的にこの計画について了承したということでもあります。

足りない部分をお願いいたします。

○福永会長 どうぞ。

○及川緑環境課長 ただいま規制部会長代理からご説明のあったところでほとんどカバーを、十分ご説明されていると認識しておりますけれども、若干もし補足をさせていただくことができるとなりましたら、要点としましては、多摩テックのときの排水計画と基本的には同じである、したがって、多摩テックのときに大丈夫であったのであれば、同じような想定雨量に対しては、同様に対応ができるというのが一つポイントでございます。

今回、多摩テックのときと違った部分というのは、今ご覧いただいている98ページのところに、図3-15-1がございまして、この北側のところに、雨水流出抑制施設というも

のを3ヵ所設けております。これを一度に程久保川のほうに大量に流出することがないように、程久保川のキャパシティを考慮しながら一旦溜めて、徐々に流していくといった施設も追加されているということ、それから、101ページのほうに参りまして、そもそも雨水浸透ということで、流出する部分だけではなくて、浸透能力も高めるような計画となっております、したがって、少なくとも多摩テックのときと比較して、雨水排水計画は適切な形になっていると認識しております。

○福永会長 よろしいでしょうか。

○田中委員 説明を伺いまして、多摩テック時代からの排水経路をある程度踏襲しているということで、大きな問題はないと思いますけれども、できたら、堀之内、谷戸自然流域のところの谷戸の河川流量、これをやはりモニタリングして、流量の変化があるのかないのかというのをチェックされることも重要ではないかなと。ここの計画地域というのは、専門的な用語でいきますと、地下水や河川流出に対する涵養域になっているわけです。ここに降った雨というのは、自然の状態だと鉛直下方に入っていく場所なわけです。そういうところを大規模にいじって、舗装面とかそういうものをつくるということになりますと、やはり涵養能力が相当変わってくるという問題がありますので、谷戸の流量変化というものは、やはりモニタリングしていく必要があるのではないかと、ご検討いただければと思います。

以上です。

○福永会長 事務局、今のご意見はよろしいですね。

○及川緑環境課長 基本的にはご意見として承って、事業者伝えてまいりたいと考えております。

○福永会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○長瀬委員 先日、前回の委員会ではほかの審議会との関連で、どの辺までこれでもって地下水とか、水の問題を議論していいのかということで、事務局でご検討いただいたかもしれないのですが、今、田中委員のほうからかなり水の問題について突っ込んだ意見があるので、田中委員もアセスのほうをやられていらっしゃるんで、そのあたりの仕切りが、ただどうしてもアセスのほうでやっていただければこちらでやる必要がない問題だと思うのですが、実はここは酸性泥といいまして、雨水がしみ込んでいくと酸性になるのです。例えば、それが湧き出してきた、アルカリ性か酸性かというのは、多分、植生にも大きな影響を出していると思うのです。

下手に雨水涵養ということで、雨水を地下に入れると、そういうものを非常に引き起こす可能性があるわけです。

といいますのは、これも例えば資料を見てすぐ分かるのは、資料1-3ですが、ほかの資料でもいろいろあるのですが、101ページのところに流量・水質調査地点の概況といった写真が出ています。

上から2番目に程久保川のSt.2でもって、川の水の流れている様子が出ていますが、これは茶色い水が流れているように見えます。これは実を言うと、水が汚れているのではなくて、地下水が鉄分を、実を言うと、この断面図にも書いてありますけれども、上総層群という地層の中には、黄鉄鉱という還元状態で堆積した鉱物が含まれているのです。

それに雨水が当たると、二価の鉄となって溶け出してくるわけです。二価の鉄が地上に出てくると酸化されて、酸化鉄になると沈殿するわけです。褐鉄鉱というのは鉱物名ではないのですが、針鉄鉱と言いますが、針鉄鉱ということで、こういう茶色の水になって出てくるわけです。

このあたりでは、そういうものはほかのところでも随分あるわけです。

これは、季節によって変わるわけです。雨の様子とか、しみ込みの様子で。つまり、これはpHを見ても、資料1-1の11ページの下のほうに水質調査結果と書いてあります。これは自然の状態の中でpHだけ見ても、一番最初の7.9とか7.5とかがありますが、それからずっと6.8まで変わっているわけです。酸性からアルカリ性まで変わっているわけですが、これは1つの地点でも、雨の状況だとかで変わるわけです。こういう非常に微妙なところですから、雨水と地層と反応して、酸性、アルカリ性側の水が出てくるようなものが、多分、生物にも、かなり大きな影響を与えると。

ですから、そういうことについて、やはりある程度検討される、例えばアセスのほうで調査をやっていただけるのであれば、それはそれでいいと思うのですが、余りこちらでもってそういう地下水、今まで水の問題について触れるようなことがなかったので、田中委員がこれ大体水の問題で、向こうよりもこちらのほうがかなり詳しくやられるものですから、そんなような水のご検討も、ここでやらなければ、ほかのところできちんとやっていただいて。単に酸性、アルカリ性のこういう微妙な変化で、酸性の場合には、もっとずっと酸性の強い水が出てくることがあるわけです。下手に浸透移動がない水を入れて、それが回るように流れていくと、そんなところのご検討もお願いしたいのです。

どこでもってこういうことをやるか、これはこの間事務局のほうでご検討をいただきたい

ということで申し上げたのです。

以上です。

○福永会長 事務局よろしいですか。

○及川緑環境課長 ただいまの点につきましてですが、なかなか自然環境保全審議会の中で、どこまで精査ができるかという非常に難しい問題だと認識しております。

ただ、委員からいただいたご意見につきましては、今後、そういった視点をどこまで精査していくことができるのかということについては、検討をさせていただくべき課題かと認識しております。

本件につきましては、基本的には既に本日ご提供させていただいている資料の範囲内での調査結果という形でご了承いただければと思います。

○福永会長 どうぞ。

○三浦委員 私も一番その点が気になっていて、既存開発地域ということですが、この計画によって新たにつくられる場所の面積があちこちに出ていますが、108ページを見ますと、グラウンドで弾性の舗装と、人工芝とアスファルト、通路等々をやりますと、40パーセントを超える場所がそのまま雨が流れるということで、それに対応する十分な豪雨時のシミュレーションができていのかどうかというところがやはり1つあるだろうと思います。

それからもう一点、そうして流れていったものに対して、雨水流出抑制の池をつくっているわけです。池といっても四面張りのコンクリートでつくっていて、実際に茶色になるかどうか、私はよく分かりませんが、これが余りにも人工的過ぎて、それで明治大学はここで環境教育を展開していくという話であれば、これはミティゲーションの手段としても、あるいはもうちょっと積極的に環境創出という点で言えば、この池については、もう少し検討の余地があるのではないかと。できれば、ここは水生生物で、それなりにサンショウウオとかドジョウだとかサワガニだとか、これは環境教育にとっても重要な要素です。それを追跡していくという点についても、この抑制池については、ビオトープとか、できればそういう方向で、もう少し将来のことを考慮しながらこの点については対応していただきたいなと思います。

○福永会長 どうぞ。

○原規制部会長代理 新しく人工芝などで覆われる部分の大半というのは駐車場だったり、そういう形で昔からアスファルトなり、コンクリートなりがあったところが大半を占めるということであります。

貯水施設のところについては、先ほど来、事務局のほうでおっしゃっていたとおり、事業者と調整するということになろうかと思いますが、その点は事務局のほうからお願いします。

○及川緑環境課長 それでは、事務局のほうからお答えをさせていただきます。

基本的には、流量の問題につきましては、その点について所管をしております下水道局あるいは建設局河川部等と協議をしながら、事業者において確認をしておりますので、そういった意味においても、先ほどまたご説明をさせていただいたとおりの雨水浸透、貯留施設等の整備あるいは排水抑制といった設備もあわせて考えますと、基本的には十分な排水計画になっているとは認識しております。

それからもう一点、委員からご指摘いただきました池の環境学習での活用ということにつきましては、これから環境学習の内容につきましては、こういった取組みを大学として検討していくのかという段階かと思しますので、その意見につきましては、ご意見を大学のほうにお伝えしたいと思います。

○福永会長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○油井委員 油井でございます。

景観のことをお聞きしたいのですが、遠景のモンタージュあるいは近景のモンタージュが示されているわけですが、このモンタージュを見ますと、建造物が稜線の上へ出る、スカイラインを人工的な建造物が飛び出しているという状況が何ヵ所かで見えますが、これに対して規制部会でどのようなご検討が行われたのか、景観に少しは影響があるように見えるわけですが、そういうご検討の状況と、それから建造物の色彩がこの樹林などと調和がとれる配慮が多分なされているのだろーと思しますが、そういった建造物の色彩などについて、ご検討があったのかどうか。そういう点をお聞かせいただきたいと思います。

○福永会長 どうぞ。

○原規制部会長代理 その点につきましては、部会でもかなり議論をしたところであります。

ただ、ここの地区について、建物制限がございまして、部会でも、もっと山の低いところに高い建物を建てて、山の上はなるべく自然の状況で残すようなことができないかということで、大分やったのですが、建物の規制の関係で、逆に低いほうが高い建物が建てられないということ、そして建物が建てられるところがどうしても森にかかってしまって、その森を残すためには高くしなければならないし、低くすれば、森がつぶれていくという、そ

こら辺でどれだけ校舎の部屋数をどこまで削減できるかとか、そういうことをいろいろ検討した結果が先ほどの話にあります広場の縮小だとか、部屋数の縮小だとかという形で、あと生徒の数のこともありますので、ぎりぎりのところがこのような形になったということでもあります。

たしかにモニタージュを見ても、方向によっては上のところが出てくるということにはなっておりますけれども、そこら辺のところを検討した結果、やむを得ないということで、この計画になっております。

色等につきましても、当然のことながら自然環境に配慮することと、あと動植物に配慮すること、そして体育館のほうにつきましては、稜線に配慮した屋根の形にするということで、地域の景観との調和ということは前提にしているということをお願いしております。

○福永会長 よろしいですか。

○油井委員 はい。

○福永会長 ありがとうございます。

ほかに。どうぞ。

○こいそ委員 1点。以前といたしますか、前の施設の話になりますけれども、温泉施設がここにあったかに記憶しているのですが、今後においては、この温泉はご利用されていくのですか。これはどうなっているのでしょうか。

○福永会長 事務局それは分かりますか。

○及川緑環境課長 ただいまの点についてなのですが、ちょっとまた直近で確認を実はその点についてしましたところ、まだはっきりと確定ではないのかもしれないのですが、温浴施設があって、温泉がある、それを今後、学生あるいは教職員の利用に供していきたいという考えはどうもあるようでございます。

○こいそ委員 分かりました。

○福永会長 ほかにご発言ございますか。

どうぞ。

○西沢委員 確認です。現時点で、地域住民に限らず、反対運動であったりとか、そういったことに反対をするような動きというものがあるのかどうか、そういった主張がもしあるのであれば、どういった主張をされているのかなという確認です。

○福永会長 どうぞ、事務局。

○及川緑環境課長 主だったといえますか、形になるような反対運動があるとは私どもは聞いていません。

ただ、建物がそこにまた建っていくということで、例えば夜間に光がもれてきたりするのではないかとかを心配する声があるということは聞こえてくるところもありまして、ただそういう点についても、建物を敷地内の中央に寄せるとか、十分配慮した計画に今回なっていると認識しております。

○西沢委員 分かりました。ありがとうございます。

○福永会長 それでは、よろしいでしょうか。

ほかにご意見がございませんようでしたら、お諮りをさせていただきたいと思います。

本件につきまして、本審議会といたしまして、規制部会長代理のご報告のとおり、「条件を付して、許可相当である」と認め、知事に答申をしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○福永会長 ありがとうございます。

それでは、「諮問第389号 明治大学スポーツパーク（仮称）整備計画について」につきましては、本審議会といたしまして、「条件を付して、許可相当である」ということで答申をいたします。

事後の手續につきましては、事務局でよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

続きまして、「諮問第399号 八丈町中之郷の温泉掘削について」ですが、事案の説明の前に、亀山委員にお入りいただいでください。

（亀山委員入場）

○福永会長 それでは、「諮問第399号 八丈町中之郷の温泉掘削について」、事務局から事案の説明をお願いいたします。

どうぞ。

○小林水環境課長 環境局自然環境部水環境課長の小林でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。座って説明をさせていただきます。

「諮問第399号 八丈町中之郷の温泉掘削について」、ご説明をさせていただきます。

資料2-1をご覧ください。私からは、資料の左上にございます「申請概要」についてご説明をさせていただいた後、堀内温泉部会長より、下の枠内の「許可基準への適合状況」と「温

泉部会における審議内容」について説明をしていただくことにさせていただきます。

まず申請者等についてでございますが、申請者は、八丈町長でございます。目的は浴用となっております。

申請地は、東京都八丈島八丈町中之郷1442番でございます。

資料の右側の図1に島の全体の地図がございますが、赤い★印が今回の申請地で、島の南側、海岸に近いところでございます。

今回は、八丈町が営む温浴施設「やすらぎの湯」と「足湯きらめき」に給湯している、中之郷温泉の既存の温泉井戸、写真の④でございますが、これが老朽化したため、井戸の掘り替えを行うという計画でございます。

工事内容につきましては、口径193.7ミリメートル、深さ100メートルの井戸を掘削する予定でございます。

ここで資料2-2をご覧くださいますと、右側に掘削によって想定されます地質柱状図、左側に井戸のケーシングプログラムが記載されております。

八丈島の地質は火山岩質で、申請地においては、安山岩質の層に含まれる温泉を取水する計画となっております。

資料2-1にお戻り願います。

温泉を利用する施設といたしましては、現在と同様、先ほど申し上げました資料の右下にございます写真②「やすらぎの湯」と写真③「足湯きらめき」でございまして、1日の揚湯量、温泉のくみ上げ量は、156立方メートルを予定しております。なお、当該地は島しょ地域のため、揚湯量、くみ上げ量の制限はございません。

申請地の位置・概況・周辺の状況でございますが、掘削予定地は、右の写真①のとおり、現在、「やすらぎの湯」の駐車場となっております土地でございます。所有は八丈町でございます。

また周辺1キロメートル以内には、図2のとおり、括弧内の数字が申請地からの距離でございますけれども、80メートル離れたところに現在使用中の中之郷温泉の源泉井戸、また約400メートル離れたところに尾越温泉がございますが、これも島しょ地域のため、源泉間の距離規制は適用外となっております。

また、申請地の北側約1.7キロメートルのところには、地熱発電所の地熱生産井がございます。

八丈町に確認いたしましたところ、今回の申請地の周辺に、水道水源井戸及び湧水はあり

ませんということでございました。

また、他法令の関係といたしまして、申請地は富士箱根伊豆国立公園の普通地域に指定されてございますけれども、温泉井戸の掘削については届出の必要がないということで確認しております。

なお、既存の温泉井戸は、今後、埋め戻す予定となっております。

本申請の概要について、説明は以上でございます。

○福永会長 ありがとうございます。

この件につきましては、温泉部会において、ご審議をいただいておりますので、この結果につきまして、堀内部会長からご報告をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○堀内温泉部会長 温泉部会長の堀内でございます。

私からは、資料の左下の、二重の枠内に示しました「本件に関する許可基準の適合状況」と、「温泉部会における審議内容」についてご説明いたします。

まず、許可基準1の「既存温泉への影響」についてですが、島しょ地域は距離規制の対象地域外となっておりますが、掘削地域の周辺1キロメートル以内に、尾越温泉が存在しております。

尾越温泉と今回掘り替えます中之郷温泉の泉質を比較いたしますと、尾越温泉の塩分濃度が海水に近い値を示します一方、中之郷温泉はその2割程度の低い濃度であることから、帯水層は異なるものと判断いたしました。

次に、許可基準2の「水道水源井戸及び湧水への影響」についてですが、掘削地点の周辺1キロメートル以内には、水道水源井戸及び湧水は存在しておりません。

3番目に許可基準3の「温泉法に定める可燃性天然ガス対策」についてですが、島しょ地域は、可燃性天然ガスの噴出のおそれのある地域とはなっておりませんが、敷地境界から掘削地点までの3メートルの距離の確保など、温泉法等に基づいた安全対策を適切に講じることを確認いたしました。

その他、部会の意見のいたしましては、「温泉掘削時に得られた地質の試料を申請者が保管し、今後の温泉掘削・温泉資源の保全等の基礎資料として役立てること」という意見がございました。これにつきましては、申請者が対応することを確認いたしました。

以上のことから、温泉部会では八丈町中之郷における温泉掘削について、「許可相当」と判断いたしました。

以上です。

○福永会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明、そして堀内部会長からの部会報告を踏まえまして、審議をお願いいたしたいと思います。ご発言の方は挙手をお願いいたします。

どうぞ。

○田中委員 一つ先ほど説明で許可基準の1で「既存温泉への影響」で帯水層が異なるというご説明がございましたけれども、これは水質からみると、かなり違った水質を示しているということで、そういう表現になったと思うのですが、尾越温泉の標高を考えて掘削深度を見ますと、今回掘削する新しい温泉と尾越温泉の帯水層の標高というのは大体同じになってくるのです。そういう意味で、ちょっと関係があるのかないのかというところが危惧されるところであります。

新規の温泉の掘削につきましては、指導という形でモニタリングをするということが平成21年の温泉資源保護のガイドラインにも書いてございますので、温度とか揚湯量、それから水質は温泉法で決められていますので、当然測定されると思うのですが、そういうものをモニタリングという形で継続的に測定されて、何か変化があったときには、それに適切に対応するという方向でご指導いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○福永会長 よろしいですか。

○小林水環境課長 指導してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○福永会長 それでは、お諮りをさせていただきたいと思います。

本件につきましては、本審議会といたしまして、温泉部会長のご報告のとおり、「許可相当である」と認め、知事に答申をしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○福永会長 ありがとうございました。

それでは、「諮問第399号 八丈町中之郷の温泉掘削について」につきましては、本審議会といたしまして、「許可相当である」ということで答申をいたします。

事後の事務につましては、事務局でよろしくお願いいたします。

以上で、本日予定をいたしました全ての案件は終了いたしました。

その他、事務局から何か連絡事項等はございますか。

○横山計画課長 大変恐縮ではございますが、本日非公開の決定をいただきました資料1-5につきましては、お帰りの際、机上にそのまま置いていただきますようお願いを申し上げます。

ます。

また、本日の審議会をもちまして、第20期の東京都自然環境保全審議会としては最後の審議会となります。

第20期の計画部会では、八王子滝山里山保全地域の指定に関して答申をいただきました。また、規制部会としては、成木開発株式会社の拡張事業など5件、鳥獣部会では、第11次の鳥獣保護事業計画の策定など5件、温泉部会では、大田区久が原の温泉動力の装置など11件につきましてご答申をいただきました。

活発なご議論をいただき、まことにありがとうございました。

亀山規制部会長、堀内温泉部会長をはじめ、今期で退任される方が9名いらっしゃいます。任期中のご尽力に対しまして、ここに改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今後も、東京都の自然環境行政につきまして、引き続きご指導、ごべんたつを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、次期も委員にご就任していただく委員の方々におかれましては、引き続き、よろしくお願い申し上げたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○福永会長 委員の皆様方、2年間にわたりまして、本当にありがとうございました。

これをもちまして、第127回東京都自然環境保全審議会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後4時50分 閉会